

## 令和元年第12回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和元年12月10日(火) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所第43号会議室

出席委員 14人

古城 義郎 (会長)  
内田 浩明 (副会長)  
畑田 香織  
前田 博礼  
徳山 孝介  
成徳 親幸  
中尾 純一  
濱崎 仁道  
山川 英昭  
福田 榮一  
前田 真也  
濱田 陽子  
齊藤 健  
上田 清史

欠席委員 0人

農業委員会事務局出席者

局長 米田 靖彦  
次長 藤井 浩一  
書記 田中 雅之  
書記 中山 敬二

## 議事日程

### 第1 議事録署名委員・会議書記の指名

### 第2

議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

追加議案 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）

議案第62号 事業計画変更承認申請について

議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

議案第64号 荒廃農地の非農地化について

議案第65号 換地計画の同意について

報告第24号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

報告第25号 農地法第3条の3第1項の届け「相続」について

報告第26号 許可書返納届けについて

### 第3 その他

議長(会長) それではただ今より令和元年第12回の総会を開催いたします。本日は14名中14名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題7件、報告3件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第60号 農地法第4条の規定による「転用申請」許可申請について』です。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明) 議案第60号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請についてです。

受付番号1、

(申請人) 金山の個人

(土地の所在地) 宮内出目の畑、面積222㎡

(転用目的) 一般住宅、用途地域内の第3種農地

現地の状況ですが、申請地は何も耕作されていない農地でした。

事業計画書をご覧ください。計画の概要は個人住宅で、事業面積222㎡、建築面積73.80㎡、駐車場60.00㎡、物干し場88.20㎡となっております。給排水計画につきましては、給水は市の上水道を利用し、雨水は浸透枳により処理、生活雑排水および汚水は下水道により処理し、周辺農地への影響はありません。以上です。

受付番号2

(申請人) 宮崎市生目台西の個人

(土地の所在地) 川登の田、現況：雑種地、面積564㎡

(転用目的) 駐車場、第2種農地、始末書添付

現地の状況ですが、請農地はすでに駐車場として使用されています。事業計画書をご覧ください。計画の概要は駐車場で、すでに駐車場として使用されていることから、始末書添付となっております。給排水計画につきましては、駐車場のため給水は無く、雨水は敷地内浸透、生活雑排水および汚水も無く、造成がないため、土砂の流失も無く周辺農地の営農には影響無しとなっております。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第60号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請につ

いては以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます、担当委員は説明をお願いします。

委員 1番ですが、土地家屋調査士に立ち会っていただきました。以前は家が建っていた場所で、家を解体した後に畑にされたそうです。元々住宅が建っていた場所で周りも住宅地であり、問題ないと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

委員 2番ですが、すでに駐車場として転用し利用されています。駐車場としての利用ならば問題ないと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして、**議案第61号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**について、事務局から説明をお願いします。

**議案第61号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**についてです。5件あります。

受付番号1

3筆あります。

(譲渡人) 上井手の個人

(譲渡人) 平山の個人

(土地の所在地)

上井手の畑、面積 77 m<sup>2</sup>

上井手の畑、面積 45 m<sup>2</sup>

上井手の畑、面積 366 m<sup>2</sup>

(転用目的) 駐車場、第2種農地

現地の状況ですが、申請農地はきれいに整備された農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は駐車場となっております。(今年5月に5条で申請すべきところを間違えて3条の所有権移転申請をしたため、11月に取り下げを行い、今回再度5条で申請となります。)

転用面積 488 m<sup>2</sup> となっております。給排水計画につきましては、給水は駐車場のため無く、排水も雨水のみで自然浸透となっております。土砂の流出、崩壊の恐れは無いでしょうが、万一の場合は責任をもって解決するとなっております、周辺農地の営農には影響はありません。

#### 受付番号 2

(譲渡人) 東京都西東京市の個人外 1 名

(譲受人) 平山の個人

(土地の所在地) 上井手の畑、面積 228 m<sup>2</sup>

(転用目的) 駐車場、第2種農地

現地の状況ですが、申請農地はきれいに整備された農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は駐車場で、転用面積 228 m<sup>2</sup> となっております。こちら5月に5条で申請すべきところをまちがって3条で申請していたため、今回12月に取り下げを提出されています。給排水計画につきましては、給水は駐車場のため無く、排水も雨水のみで自然浸透となっております。土砂の流出、崩壊も万一の場合は責任をもって解決するとなっております、周辺農地の営農には影響はありません。

#### 受付番号 3

(譲渡人) 愛知県岡崎市の個人

(譲受人) 増永の土木業の法人

(土地の所在地) 増永の宅地、現況：畑、面積 184.93 m<sup>2</sup>

(転用目的) 駐車場、用途地域内の第3種農地

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されていない農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は駐車場で、事業面積 184.93m<sup>2</sup> となっております。給排水計画につきましては、給水は駐車場のため無く、排水も雨水のみで自然浸透となっており、周辺は住宅街のため近隣には農地はありません。

#### 受付番号 4

4筆あります

(譲渡人) 愛知県岡崎市の個人

(譲受人) 増永の不動産業の法人

(土地の所在地)

増永の宅地、現況：畑、面積 145.90 m<sup>2</sup>

増永の宅地、現況：畑、面積 58,14 m<sup>2</sup>

増永の畑、面積 111.00 m<sup>2</sup>

増永の畑、面積 4.02 m<sup>2</sup>

(転用目的) 宅地分譲・道路で、用途地域内の第3種農地

現地の状況ですが、スクリーンをご覧ください、申請農地は何も耕作されていない農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は宅地分譲と道路で、転用面積 319.06m<sup>2</sup> となっています。給排水計画につきましては、給水は市上水を利用し、雨水は側溝に、生活雑排水および汚水は下水道により処理し、周辺は住宅街のため近隣には農地はありません。

#### 受付番号 5

5筆あります。

(譲渡人) 福岡県宗像市の個人

(譲受人) 熊本市南区の不動産業の法人

(土地の所在地)

荒尾の畑、面積 9.11 m<sup>2</sup>

荒尾の畑、面積 201 m<sup>2</sup>

荒尾の畑、面積 207 m<sup>2</sup>

荒尾の畑、面積 237 m<sup>2</sup>

荒尾の畑、面積 9.02 m<sup>2</sup>

(転用目的) 宅地分譲、用途地域内の第3種農地

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されていない農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は宅地分譲で、事業面積 663.13 m<sup>2</sup> とです。給排水計画につきましては、給水は市の上水道を利用し、雨水は浸透枳に、生活雑排水および汚水は下水道により処理し、周辺の営農への影響はありません。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

**議案第 6 1 号 農地法第 5 条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請に**

については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

**議長** ありがとうございます。それでは受付番号1、2について、担当委員は説明をお願いします。

**委員** 受付1、2についてですが、農地はきれいに管理されています。駐車場としての利用であれば問題ないと考えます。以上です。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」の声あり ) —

**議長** それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3、4について、担当委員は説明をお願いします。

**委員** 3番、4番ですが、同一敷地内で、北側は宅地分譲、南側は駐車場として転用されます。周りは住宅地となっており、転用することについては問題ないと思います。以上です。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」の声あり ) —

**議長** それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号5について、担当委員は説明をお願いします。

**委員** 5番ですが、周りは住宅街です。宅地として転用することには問題ないと考えます。境界杭が打ってありましたが、一部杭がない箇所がありました。今後トラブルにならないように境界はきちんと把握していただくように話をしました。以上です。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**追加議案 農地法第5条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請**についてです。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

1件です。

別紙になります **追加議案 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請**についてです

受付番号1、

(譲渡人) 福岡市東区の個人

(譲受人) 高浜のリサイクル業の法人

(土地の所在地) 2筆あります。

水野の畑、面積 2,746 m<sup>2</sup>

水野の畑、面積 146 m<sup>2</sup>

(転用目的) 駐車場兼資材置場、第2種農地、始末書添付

現地の状況ですが、申請農地はすでに駐車場として使用されていますので始末書添付なっています。理由は申請地が雑種化していて、農地法で転用が必要だとは思わなかったとの事です。事業計画書をご覧ください。計画の概要は駐車場兼資材置場で転用面積 2892 m<sup>2</sup>、給排水計画につきましては、上水の利用は無く、雨水は敷地内浸透、生活雑排水および汚水も無く、周辺農地には影響がなく、万が一影響が発生した場合には責任もって対応するという事です。以上です。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

**追加議案 農地法第5条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請**については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、担当委員は説明をお願いします。

委員 すでに工事が完了しており、周囲をフェンスで囲ってあります。転用す



ることについては問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして、**議案第 62 号 事業計画変更承認申請**についてです。事務局から説明をお願いします

(事務局説明)

議案第 62 号 事業計画変更承認申請書についてです。

受付番号 1

(申請人) 香川県高松市の個人

(土地の所在地) 本井手の畑、面積 5,110 m<sup>2</sup>

(変更内容) 太陽光発電建設のため転用許可を受けていたが、材料入荷が遅れ当初計画期間で終了することが出来なかったため、事業期間の変更を行うものです。

現地の状況ですが、申請地は一部みかんが栽培されている状態の農地でした。事業計画書をご覧ください。当初の申請は平成 30 年の 8 月にあり、同年 10 月に許可があったもので、工期のみの変更になります。給排水計画は太陽光発電設備のため給排水は不要、雨水は地下浸透となっており、近隣農地への影響はありません。以上です。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

議長 ありがとうございます。それでは、担当委員は説明をお願いします。

委員 工期の変更のみで事業内容は同様なので問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありま

せんか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画**についてです。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

**議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画**について、説明いたします。今回は令和元年12月13日に公告予定であります。今回が12回目の利用権設定となります。

総括表ですが、利用権設定の新規設定3年の田で17,529㎡、畑が7,742㎡、新規設定5年の田で695㎡、再設定5年の田で12,447㎡、再設定10年の田で895㎡、利用権設定の合計が39,308㎡、所有権移転等はありませんので今回の利用集積合計も39,308㎡となります。第1回目からの累計が285,473㎡となっております。

利用権新規設定

1 件目

利用権新規設定です。

(借り手) 熊本市西区の法人

(貸し手) 神奈川県横須賀市の個人

(利用権を設定する土地) 水野の田、面積825㎡

利用目的は野菜で、期間は令和2年1月1日から令和4年11月30日までの3年間、借料は1筆あたり12,000円です。

2 件目

利用権新規設定です。

(借り手) 熊本市西区の法人

(貸し手) 水野の個人

(利用権を設定する土地) 水野の田、面積6,422㎡

利用目的は野菜で、期間は令和2年1月1日から令和4年11月30日まで

の3年間、借料は1筆あたり96,000円です。

#### 3件目

利用権新規設定です。

(借り手) 熊本市西区の法人

(貸し手) 野原の個人

(利用権を設定する土地) 2筆

水野の田、面積3,578㎡外1筆 合計4,473㎡

利用目的は野菜で、期間は令和2年1月1日から令和4年11月30日までの3年間、借料は1筆目が53,000円/筆、2筆目が13,000円/筆です。

#### 4件目

利用権新規設定です。

(借り手) 熊本市西区の法人

(貸し手) 水野の個人

(利用権を設定する土地) 10筆

水野の田 面積1,020㎡外5筆 合計5,809㎡

水野の畑、面積853㎡外3筆 合計7,742㎡

利用目的は野菜で、期間は令和2年1月1日から令和4年11月30日までの3年間、借料は10aあたり15,000円で設定してあります。

#### 5件目

利用権再設定です。

(借り手) 水野の個人

(貸し手) 万田の個人

(利用権を設定する土地) 蔵満の田、面積895㎡

利用目的は畜産で、期間は令和2年1月1日から令和11年11月30日までの10年間、借料は0円です。

#### 6件目

利用権再設定です。

(借り手) 樺の個人

(貸し手) 府本の個人

(利用権を設定する土地) 府本の田、面積1,330㎡

利用目的は水稻で、期間は令和2年1月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は物納で60kgです。

7 件目

利用権再設定です。

(借り手) 樺の個人

(貸し手) 府本の個人

(利用権を設定する土地) 平山の田、面積1, 314 m<sup>2</sup>

利用目的は水稲で、期間は令和2年1月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は物納で60kgです。

8 件目

利用権再設定です。

(借り手) 樺の個人

(貸し手) 府本の個人

(利用権を設定する土地) 府本の田、面積1, 366 m<sup>2</sup>

利用目的は水稲で、期間は令和2年1月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は物納で60kgです。

9 件目

利用権再設定です。

(借り手) 樺の個人

(貸し手) 府本個人

(利用権を設定する土地) 2筆

府本の田、面積585 m<sup>2</sup>外1筆 合計2, 188 m<sup>2</sup>

利用目的は水稲で、期間は令和2年1月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は物納の60kgです。

10 件目

利用権再設定です。

(借り手) 樺の個人

(貸し手) 平山の個人

(利用権を設定する土地) 2筆

平山の田、面積2, 032 m<sup>2</sup>外1筆 合計3, 536 m<sup>2</sup>

利用目的は水稲で、期間は令和2年1月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は物納の60kgです。

1 1 件目

利用権再設定です。

(借り手) 樺の個人

(貸し手) 樺の個人

(利用権を設定する土地) 樺の田、面積 3 7 6 m<sup>2</sup>

利用目的は水稲で、期間は令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間、借料は 1 筆あたり 5, 0 0 0 円です。

1 2 件目

利用権再設定です。

(借り手) 樺の個人

(貸し手) 樺の個人

(利用権を設定する土地) 樺の田、面積 7 8 6 m<sup>2</sup>

利用目的は水稲で、期間は令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間、借料は 1 筆あたり 7, 0 0 0 円です。

1 3 件目

利用権再設定です。

(借り手) 樺の個人

(貸し手) 福岡市南区の個人

(利用権を設定する土地) 2 筆、

府本の田、面積 8 5 8 m<sup>2</sup>外 1 筆 合計 1, 5 5 1 m<sup>2</sup>

利用目的は水稲で、期間は令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間、借料は物納の 6 0 kg です。

1 4 件目

利用権新規設定です

(借り手) 熊本市中央区 熊本県農業公社

(貸し手) 川登の個人

(利用権を設定する土地) 川登の田、面積 6 9 5 m<sup>2</sup>

利用内容は水稲で、期間は 2 0 2 0 年 2 月 1 日から 2 0 2 4 年 1 2 月 2 5 日までの 4 年 1 1 ヶ月、借料は反当り 1 5, 0 0 0 円です。

**議案 6 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定に基づく農用地利用集積計画**については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」の声あり ) —

議長 では議案第63号を終了したいと思います。続きまして議案第64号 荒廃農地の非農地化についてです。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

別紙になります 議案第64号 令和元年度、荒廃農地の非農地化について、説明いたします。

今回皆さんに協力いただき、現地確認をしていただいた荒廃農地、そして非農地にできる農地として確認いただいた分です。全部で127筆、面積が87,249㎡となっております。詳細が次のページになっております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」の声あり ) —

議長 では議案第64号を終了したいと思います。続きまして議案第65号 換地計画の同意についてです。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第65号 換地計画の同意について、説明いたします。

別紙を御覧ください。下赤田地域の圃場整備の工事が完了しました。先週、権利者会議にて換地計画の会合を行いました。全所有者から同意をいただくことができました。御審議の程お願いします。

議長 ただいまの換地計画の同意について何か御質問等がありますか？無ければ承認といたします。それでは、これで本日の審議は終わりました。報告事項を事務局より一括でお願いします。

(事務局説明)

報告第24号 農地法第18条の規定による合意解約通知について (1件)

報告第25号 農地法第3条の3第1項の届けについて (3件)

報告第26号 許可書返納届について (1件)

**議長** ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問受け付けます。何かございませんか？

— ( 「なし」 の声あり ) —

**議長** では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか？

事務局より事務連絡

**議長** ありがとうございます。他に何かございませんか？

— ( 「なし」 の声あり ) —

**議長** それでは、これもちまして令和元年第12回総会を終わります。